

# 新たな防火規制 の規定に基づく区域が指定されました

渋谷区都市整備部

## 指定区域

笹塚一丁目2番～5番、6番の一部、7番～28番、  
31番～46番、50番の一部、62番の一部及び63番の一部  
笹塚一丁目の区域指定は通称 中野通り（正式名称  
例都道（420）鮫洲大山線）から西側の区域。

特

## 告示日

平成27年3月2日

## 施行日

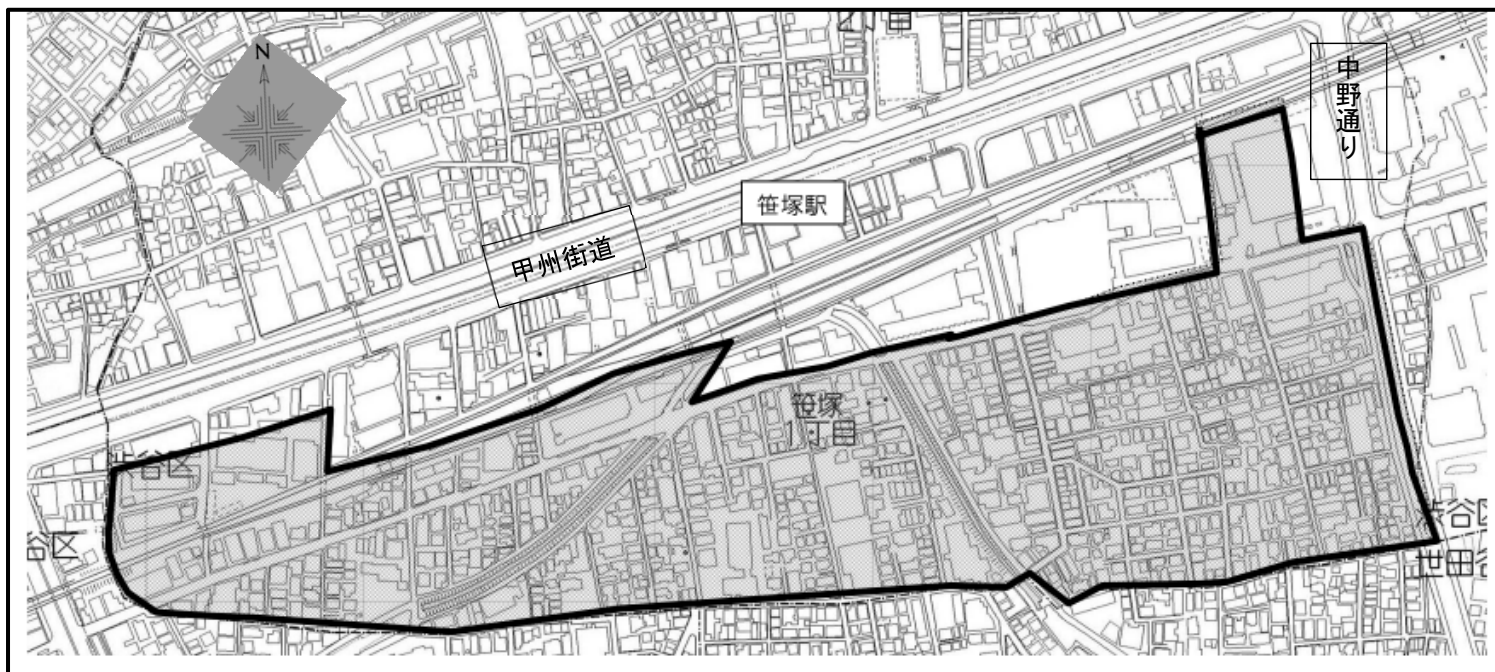
平成27年4月1日

凡例



区域指定  
(準防火地域)

## 区域指定図



新たな防火規制の概要については裏面参照

【笹塚一丁目のまちづくりに関する情報は区のホームページでもご覧になれます】

□笹塚一丁目地区の燃え広がらないまちづくり

[http://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/machi/sasa1\\_moehirogaranai.html](http://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/machi/sasa1_moehirogaranai.html)

□新たな防火規制について（東京都都市整備局）

[http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/ki\\_jun/azen\\_bouka.htm](http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/ki_jun/azen_bouka.htm)

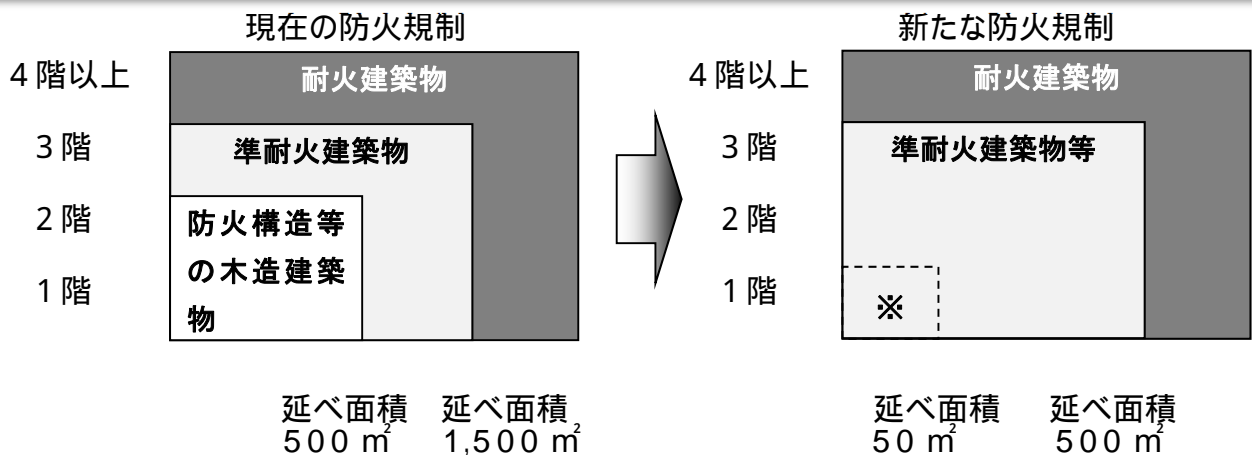
# 「新たな防火規制」について（制度の概要）

東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく、新築や増築等に合わせて燃えにくい建物構造にさせていただくためのルールです。

防火構造の木造建築物から準耐火建築物等へ、準耐火建築物等から耐火建築物へ建物の燃えにくさの強化を図り、燃え広がらないまちづくりを目指します。

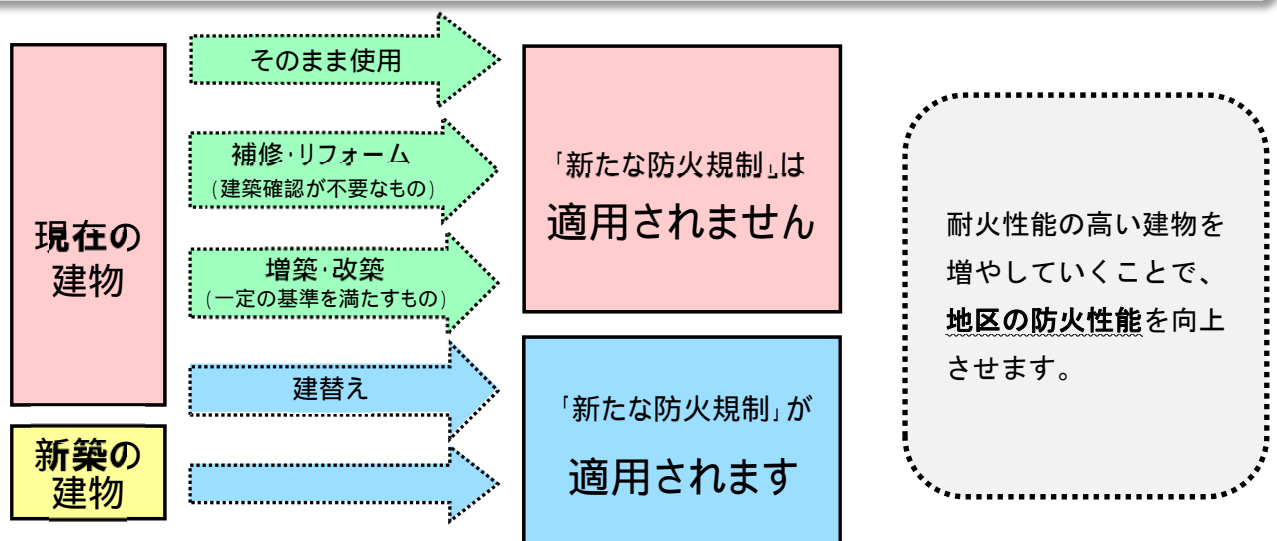
新たな防火規制が適用されると、防火構造等の木造建築物は建築できなくなります。

## 内 容



※延べ面積 50㎡以内の平家建の附属建築物で、建築される際にご不明な点がありましたらお問合せください

## 適用範囲



### 【お問合せ先】

経 緯 に つ い て 渋谷区 都市整備部 まちづくり課 地区計画係  
 TEL : 03-3463-2947 (ダイヤルイン) FAX : 03-5458-4915  
 建築確認申請について 渋谷区 都市整備部 建築課 審査係  
 TEL : 03-3463-2729 (ダイヤルイン)